

刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

刈谷署 お知らせ

検索

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:



<平成29年中に発生した労働災害の発生件数>

(8月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	18	110 (2)	-10 +1	建設業計	4	21 (1)	+3 +1
食料品	3	27	+14 -1	土木	2	3	+1
繊維		3	+1	建築	1	14 (1)	-2 +1
木材・木製品		1		その他	1	4	+4
製紙・印刷		2	-2	交通・運輸業	2	36	-2
化学	2	12 (1)	+1 +1	陸上貨物業		3	+3
窯業・土石		7	-4	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	2	8 (1)	-6 +1	商業	5	41	+5 -1
金属製品	5	19	-4	接客・娯楽業	2	14	+3
一般機械	1	5	-2	清掃業	2 (1)	12 (1)	+6 +1
電気機械	1	3					
輸送用機械	4	20	-8	上記以外	6	32	
その他製造		3		合計	39 (1)	269 (4)	+8 +2

※ 本当計は、平成29年8月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

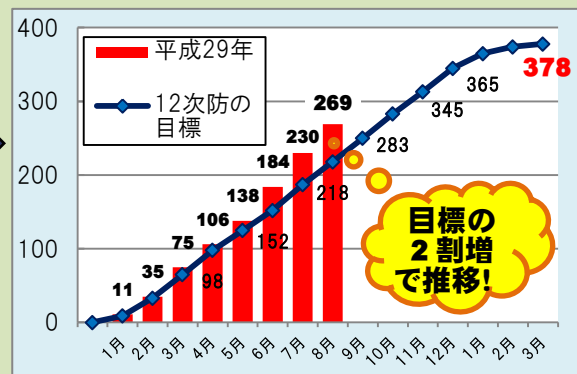
非常事態です!!
労働災害防止対策の徹底を!

8月末時点の労働災害発生状況は、上記のとおりとなっており、食料品製造業が+14件(対前年比2倍以上)と増加が顕著であり、建設業、運送業、第三次産業といった製造業以外の業種においては、目標達成に向けて更なる削減をしなければならない状況です。

災害の内容をみると、脚立や梯子、階段からの墜落・転落、通路等におけるつまづき・滑りが目立ちます。通路等に物を放置していませんか? 滑りの原因となる床の水たまりや油等は都度取り除いていますか? ポケットに手を入れたまま歩いていませんか? これらは、一人一人の気づきや転倒災害防止の意識によりすぐにも改善できます。

このような状況を事業者、労働者、関係団体等が今一度再認識するとともに、経営トップによる災害ゼロを目指す強い意思の下、労使一体となった実効ある安全衛生活動を推進して、

『誰もが安心して安全に健康で働くことができる職場』を目指しましょう。



☆【ご案内】『緊急講習会』を開催します。～『労働災害撲滅のために、今、何をすべきか』～

昨年増加に転じ、大幅な増加となった労働災害の発生件数は、今年に入ってから増加し続け、ついには対前年比でプラスとなってしまいました。非常事態と言っても過言ではありません。そこで、経営トップの強いリーダーシップを発揮して『労働災害ゼロ』を実現するため、緊急に講習会を開催いたします。

9月13日(水) 刈谷商工会議所 2階 会議室
詳細は、こちら <http://kariya-cci.or.jp/2367/>

※ お問い合わせは、刈谷商工会議所 まで
(☎0566-21-0370)

刈谷署管内事業場の底力を見せましょう!!
災害ゼロは実現できる!

□ 今月のトピックス

☆ 10月1日から7日まで、『全国労働衛生週間』が全国で展開されます。

『働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場』

をスローガンとして同週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。また、9月は同週間の実効を上げるため、準備期間としています。この間、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力して、以下の事項を実施しましょう。

- ✓ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ✓ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ✓ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ✓ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ✓ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

☆ 9月は『健康診断実施強化月間』です。

厚生労働省では、9月を「健康診断実施強化期間」として、集中的・重点的な取組を行っています。各事業場においては、次の事項を実施していただき、労働者の健康確保に努めてください。

- ✓ 健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- ✓ 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ✓ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ✓ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- ✓ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- ✓ 平成29年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」等の周知

☆ 『無期転換ルール取組促進キャンペーン』が9月1日から10月31日まで実施されます。

有期労働契約が反復更新されて**通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できること**、これが「無期転換ルール」です。一部の例外を除いて、その多くが**平成30年4月1日以降**に効力が発生いたしますので、それまでに対応しておく必要があります。

厚生労働省では、無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどを掲載したポータルサイトを開設するなど周知に努めています。

詳細は、こちら <http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合がありますので、慎重な対応が必要です。

☆ 締切せまる！『職場意識改善助成金』（職場環境改善コース）（10月16日までです。）

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減などに取り組む**中小企業主**を対象に助成金を支給しています。これらの取組のための「労働者に対する研修、周知・啓発」、「就業規則・労使協定などの作成・変更」、「労務管理用機器の導入・更新」、「労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新」などに要した費用の一部を目標達成の度合いに応じて支給しています。**申請期間は10月16日（月）までです。**この機会にぜひご利用ください。詳細は厚生労働省ホームページ「**職場意識改善助成金（職場環境改善コース）**」でご確認ください。

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=4&n=20>

職場意識

検索

平成29年10月1日から、愛知県最低賃金は、

時間額 **871** 円 に改正されます。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることはないようご注意ください。